

悪質な滞納は許しません！

→相談・問合せ 税務課 収納担当 ☎274-8548

STOP
滞納！



市民のみなさんから納めていただく税金は、福祉や教育などの行政サービスや、まちづくりを支える大切な財源です。多くのみなさんは、自ら定められた期限内に納付していただいています。一方、納税資金があるにもかかわらず納付に応じない滞納者もいます。市では税収の確保と納税している人との公平性を保つため、このような滞納者に対し滞納処分を強化し、滞納の縮減を図っています。



滞納整理の流れ

▼滞納整理(処分)とは

納期限までに納めた納税者との税負担の公平性を加味し、納期限までに納付がない場合、延滞金が徴収されるほか、次の手順で滞納整理が行われます。

①督促

納期限を過ぎると「督促状」を送付します。

②催告

「督促」で納付がない場合は「催告書」を送付します。

③財産調査

勤務先への給与調査、金融機関への預金調査、保険会社への加入保険調査、所有している不動産調査などを行います。

④財産差押え

財産調査で発見した財産の差し押さえを行います。

⑤公売・取り立て

差し押さえした預貯金、給与などは取り立てにより、不動産は公売により換価します。

⑥税充当

滞納している市税に充当します。

▼具体的にされること

①預金の差押え

預金(普通預金、定期預金など)を差し押さえ、金融機関などから取り立てます。

②生命保険契約の差押え

保険契約などにおいて有する請求権を差し押さえ、保険金などを取り立てます。また保険を解約し、解約返戻金を滞納している市税に充当します。

③給与の差押え

勤務先へ通知し、支払われるべき給与の一部を差し押さえます。

④自動車の差押え(タイヤロック)

自動車の登録差し押さえを行ったうえで、タイヤロックで運行禁止措置を行い、自動車を公売します。

⑤不動産の差押え

所有している不動産(土地、家屋など)を差し押さえ、公売します。

⑥家財道具などの差押え

自宅などの搜索(強制調査)を行い、家財道具などを差し押さえ(取り上げ)、公売します。



(例)自動車の差し押さえ



延滞金が発生します

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

延滞金の割合は納期限の翌日から1か月を経過する日までは年2・5%（※1）、それ以降は年8・8%（※2）となります。

（※1）納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、延滞税特例基準割合に

1%を加算した割合（上限は年7・3%）

（※2）延滞税特例基準割合に年

7・3%を加算した割合（上限は年14・6%）

延滞税特例基準割合 財務大臣が告示

する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の該当年の前々年9月から前年8月までにおける平均に、1%を加算した割合のこと



期限内に納付しましょう

滞納処分を受けると、経済的な不利益を負うだけでなく、社会的信用を失うことにもなりかねません。必ず、納期限内の納付をお願いします。

市では、期限内に納付できない人の相談を受け付けています。災害、病気、失業、事業の休廃止により困難な場合は、お早めに相談してください。

※相談の際には収入、支出、財産状況がわかる資料をご用意ください。

財産差押

動産、不動産、預貯金、給与など

公売・取立

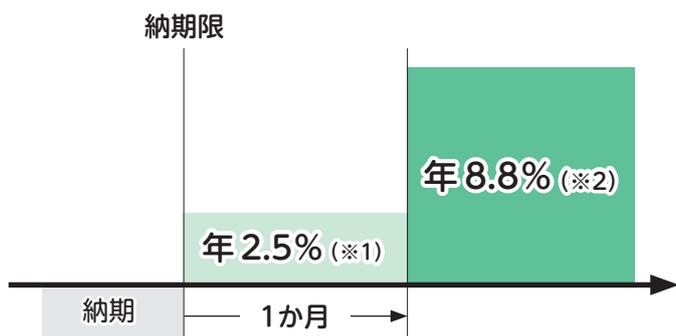
差押え財産を売却（取立）

充当・配当

売却代金は差押えに係る市税に充当・配当

（参考）延滞金の計算

（令和3年中の割合での一般的な計算例）



（例）納めるべき税額が56,400円、納期限が令和3年2月1日、令和3年5月31日に全額納付した場合の延滞金の計算

2月2日～3月1日

$$56,000 \text{円} \times 2.5\% \times 28 \text{日} / 365 \text{日} = 107 \text{円}$$

(1,000円未満切り捨て)

3月2日～5月31日

$$56,000 \text{円} \times 8.8\% \times 91 \text{日} / 365 \text{日} = 1,228 \text{円}$$

(1,000円未満切り捨て)

$$\text{延滞金} = 107 \text{円} + 1,228 \text{円} = 1,300 \text{円}$$

(100円未満切り捨て)

令和2年度差押え実績

差押え物件	件数
預貯金	268件
生命保険	28件
給料	17件
自動車登録	2件
所得税還付金	14件
搜索	4件
動産	3件
その他	4件